

直すほか、その作業の具体的なガイドラインを、小型合併処理浄化槽や農業集落排水施設等のそれぞれについて示すとともに、その周知及び理解の徹底を図るため、清掃技術者や清掃実務者の再教育等その育成のための措置を講ずるべきである。

③ 法定検査

浄化槽法の施行以来、都道府県を中心あるいは関係団体を通じて、法定検査の受検率の向上や検査結果の活用について様々な取組みが行われており、受検率については高水準で定着しているところもあるが、低いところも多く、地域によって大きな差がある。受検率の低い都道府県は、先進的な都道府県における取組みを参考に、その向上のため努力すべきであるが、検査体制等についても抜本的な見直しを考慮すべき状況といえる。特に、定期的実施すべきいわゆる法第11条検査については、検査制度の趣旨を踏まえつつ、具体的な検査手順を含め検査内容の見直しを行うとともに、検査員の専門職としての位置づけの明確化を含めた検査体制の一層の充実を図るべきである。さらに、法定検査がその本来の役割を果たすためには、検査の結果改善すべき点が指摘された浄化槽について、確実な改善がなされることが不可欠であることから、これを担保するため、浄化槽の機能について保証等を行う制度の推進を図る必要がある。

なお、法定検査の受検及びその後の改善措置を確実なものとするためには、保健所等第一線の行政機関による指導、啓発等が有効と考えられるが、以下に述べる新しい維持管理システムの中でも、その体制づくりを推進すべきである。

④ 維持管理の費用

生活排水処理施設の維持管理については、下水道等他の生活排水処理施設の場合は市町村が維持管理を行い、住民からは使用料としてその費用を徴収するのに対し、合併処理浄化槽の場合は、設置者である住民が清掃業者等への委託により維持管理を行い、その費用を直接負担することになる。この結果、下水道等他の生活排水処理施設の場合、市町村によっては住民から徴収する使用料で原価を賄えない部分について、下水道特別会計に繰り入れる等により、相当額を市町村の一般会計が負担している場合があるのに対し、合併処理浄化槽においては、全ての維持管理費を直接住民が負担しており、原則的には公費の負担としていないが、近年、合併処理浄化槽の維持管理

費について、単独処理浄化槽等との維持管理費の格差に着目して設置者に対して助成を行う市町村もあり、また、設置者の協議会等、維持管理組織の運営管理について財政支援を行う市町村もみられるところである。今後、浄化槽の適正かつ効率的な維持管理を確保する観点から、市町村によるこれらの支援は有効であり、そのシステムを確立していく必要がある。

⑤ その他

浄化槽の適正な維持管理は、これが設置者により適正に使用されていることが前提であり、浄化槽法に基づき使用の準則が定められているが、浄化槽の機能への影響を心配するあまり、設置者である住民に対し必要以上の使用制限が行われる場合があるといわれている。このため、日常トイレや台所等によく使われる生活用品や最近一般家庭にも普及しつつあるディスポーザからの厨芥については、浄化槽がその機能を十分発揮できるよう、これらが浄化槽の機能に与える影響について科学的な評価を行い、これに基づく住民指導等必要な措置を講ずるべきである。

(2) 新しい維持管理システムのあり方

① 個人管理の意義と問題点

し尿が有価物として取り扱われていた時代には、水洗トイレを設けることは一種の贅沢としてとらえられ、トイレの水洗化のために浄化槽を設置するのであれば、その維持管理についても当然設置者個人が責任をもつこととされた。また、日常生活や産業活動の結果排出される廃棄物を、排出した者が自ら適正に処理するのが理想的であることから、浄化槽法上、浄化槽設置者である住民が浄化槽の維持管理責任を負う制度となっているものである。

しかしながら、浄化槽設置者の維持管理責任は、実際には関係業者への委託を通じて果たされているのが現状であって、保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関の3分野の関係者が浄化槽の維持管理に関与している。

このため、浄化槽管理者である住民が、保守点検、清掃業者等関係業者とそれぞれ委託契約を締結したり、その都度料金を支払うことの煩雑さも指摘されている。一部地域では関係業界の提携等により、全ての維持管理業務の委託について一括契約を行うシステムを導入しているが、関係業界の協力のみでは全国的な普及は困難な状況に

ある。

また、合併処理浄化槽は、生活雑排水の処理により公共用水域の水質保全という役割を果たしていることから、その設置だけでなく、維持管理についても、住民密着型の生活排水処理施設という優れた特長を維持しつつ、市町村も一定の責任を担うべきではないかとの考えもある。

したがって、設置者にとっての個別の委託契約や料金支払いの煩わしさをなくするための維持管理のシステム等合併処理浄化槽の維持管理に関する公的な支援と関与のあり方について検討する必要がある。

② 組織的維持管理の必要性

契約の締結や料金の支払い方法を簡便化する等により、浄化槽設置者の維持管理負担の軽減を図る方策として、設置者の組織と業者との間の一括契約という方法があり、住民が合併処理浄化槽を安心して設置、利用できる方法として、既に相当数の市町村で進展しつつある。

この維持管理組織は、地域の浄化槽設置者が参加し、その合意に基づいて運営される必要があるが、保守点検業者、清掃業者や施工業者もこれに対して一定の連携・協力を図っていくことが重要であり、製造業者も必要に応じ、技術的支援その他の支援を行うべきである。また市町村は、地域の生活排水処理についての最終的な責任者としての立場から、これらの維持管理組織に対して積極的に支援することにより、浄化槽の適正かつ効率的な維持管理を図るべきである。

③ 維持管理組織のあり方

浄化槽の維持管理組織のあり方は、基本的に以下のような考え方によるべきである。

a. 目的

浄化槽法により浄化槽設置者に課せられた責任が確実に果たされるよう、維持管理組織が業者との委託契約や料金支払いなどの事務を一括して行う等、構成員である浄化槽設置者の利便を図ることにより適正な維持管理を確保し、地域の生活環境保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

b. 構成

浄化槽設置者又はその代表者を基本的な構成員とするが、保守点検業者及び清掃

業者のほか、施工業者もこの組織に連携・協力することが望ましいことから、維持管理組織の会員構成、運営等については、地域住民及び市町村等行政関係者のほか、関係業者団体が参加・協力できるようなものとする必要がある。

また、農業集落排水施設についても、これらは、そもそも住民参加型の施設であることから、その利用者が当該組織に参加した上で、合併処理浄化槽としての維持管理を一体的に実施できる方策を検討すべきである。

c. 安定的な運営の確保

維持管理組織は、その安定的な運営をいかに確保するかが重要であることから、市町村は維持管理組織の設立にあたって積極的な支援を行うほか、当該組織の効果的な活動により、適正な維持管理が確保されるための基金が設けられる場合には、これに対し助成を行うことを検討すべきである。また、このような基金を市町村に設置し、維持管理組織の安定的な運営に活用することも考えられる。これらの市町村による財政支援については、国は地方財政措置を講ずることが適当である。

なお、維持管理組織が安定的に運営されるため、これに対し何らかの制度により法人格を付与することが検討されるべきである。

d. 地域や経緯への配慮

浄化槽設置者の組織化にあたっては、当該地域のし尿処理や浄化槽に係る経緯、地域住民や関係業者の現状や動向等に十分配慮する必要がある。

(3) 浄化槽汚泥の処理のあり方

① 市町村における汚泥処理体制の整備

a. 制度上の位置づけ

浄化槽汚泥は、一般廃棄物として市町村がその処理全体を管理する責任を有することから、その処理計画に基づき、適正な処理が行われる必要がある。また、浄化槽汚泥については、浄化槽法上、市町村のし尿処理施設で処理するよう努めなければならない旨定められている。

b. 量の増大と質の変化

かつては浄化槽汚泥の量が少なく、また単独処理浄化槽の汚泥が主であって、汲取りし尿と性状に近いこともあり、市町村のし尿処理施設で問題なく処理されてきたが、下水道の普及により汲取りし尿が減少する一方、浄化槽の普及に伴い浄化槽

汚泥の量が増加した結果、全国では浄化槽汚泥が計画収集量全体の約3分の1を占め、地域によってはし尿のそれを上回るような状況となっている。また、合併処理浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の質の変化も生じており、厨房排水に由来する油分が原因となって、し尿処理施設のトラブルを引き起こすケースも生じている。

このような浄化槽汚泥の量の増大及び質の変化に伴い、一部のし尿処理施設では十分な対応ができず、受入れを制限するケースも生じており、その処理体制の整備が緊急の課題となっている。

c. 改正廃棄物処理法に基づく新たな対応

このような状況の下、改正廃棄物処理法においては、以下のような規定の整備が行われたほか、し尿処理施設に対する定期的な精密機能検査を実施する機関として、浄化槽に関する専門の民間の試験研究機関が追加されたところである。

ア し尿処理施設に関する技術上の基準の充実・強化

浄化槽汚泥の受入れ量及びその変動に対応した貯留設備を設けることとされたほか、浄化槽汚泥専用処理施設に関する基準が追加された。

イ 浄化槽汚泥の再生等の推進

廃棄物の再生を推進する一環として、浄化槽やし尿処理施設の汚泥に係る再生の基準及び方法が定められた。

市町村においては、これらの制度改正を十分踏まえ、生活排水処理計画中に浄化槽汚泥の再生等を積極的に盛り込み、し尿処理施設の精密機能検査の活用等により、必要な施設の整備や改善を行うべきである。

国庫補助事業により整備されるし尿処理施設については、浄化槽汚泥専用の受入れ・貯留設備、処理施設の付設等が行われてきているが、より浄化槽汚泥に対応できる処理体制の整備が望まれることから、国においては、その再生を積極的に奨励することを含め、引き続き市町村に対し必要な施設の整備に対する支援を行うことが適当である。

② 浄化槽汚泥処理における民間活用

浄化槽汚泥の清掃が民間業者により実施されてきたこと、市町村における浄化槽汚泥の受入れ態勢が必ずしも十分でないことを背景に、これらの業者が清掃の際に引き抜いた浄化槽汚泥を処理する場合がある。また、民間業者の中には、例えば汚泥脱水

車の導入による効率的な汚泥の減量化と、脱水汚泥のコンポスト化による再生を組み合わせ、浄化槽汚泥の適正処理と再生を実現している事例もみられる。

浄化槽汚泥の処理体制の整備にあたっては、市町村のほか、衛生的安全性が確保されることを条件に、民間における積極的な取組みを活用することが効果的と考えられることから、国としても、生活排水処理計画中にこれを積極的に位置づけた市町村に対し、必要な助言、指導を行うとともに、衛生的安全性を確保するための制度を設けることにより、奨励していく方策を検討すべきである。

③ 浄化槽汚泥からの再生物の利用の拡大方策

浄化槽汚泥の再生方法としては、従来から堆肥としての再生が有力とされているが、これまでのところ、必ずしも十分な成果を挙げていない。その最大の要因は、再生物として生じる堆肥の安定した需要の確保が難しいことにある。特に直接田畑に還元するという用途を考えた場合、田畑への施肥は1年のある時期に集中して行われるため、結果的には多くを廃棄物として処理しなければならない。また、再生コストが高くつくと、採算面から、民間業者の積極的な参加が期待できないこととなる。このため、関係機関との連携等により再生物の利用を拡大する一方で、技術開発により再生コストの引下げを図ることが重要である。

4 浄化槽の技術革新等

浄化槽に関する技術開発については、国立公衆衛生院等の国公立の研究機関・大学や浄化槽に関する専門の公益的な民間試験研究機関、関係企業等において、これまで様々な研究が行われてきており、浄化槽行政の進展に大きな役割を担ってきた。

しかしながら、より高度な合併処理浄化槽の技術に対する社会的要求に応えるには十分な研究体制とはいえず、今後、ハードとソフト面を含めた研究体制を確保するとともに、情報交換や研究発表の場を積極的に設ける等浄化槽に関する技術開発やその幅広い活用のため一層の体制整備を図るべきである。また、国は、新たに開発された技術が、円滑に実用化されるよう諸制度の運用に努めるべきである。

(1) 技術開発等

① 生活排水の高度処理等

BOD除去性能のより高い浄化槽や、実使用人員の変動に対応できる浄化槽の開発、省エネルギー化、コンパクト化、消毒技術の向上等について一層技術開発を進めるほか、以下の事項についても研究や技術開発を推進し、地域における環境保全に積極的な活用を図るべきである。

a. 窒素の除去等

浄化槽における窒素除去技術については、中規模以上の合併処理浄化槽については、運転技術の改良等によりかなりのレベルまで削減することもできる場合があり、また、一部では実用化されている。また、小型合併処理浄化槽については、実質的に相当程度の窒素の除去が可能であるが、さらに研究を深め、技術的進展を図るべきである。また、磷除去技術についても、可能な限り研究を深めるべきである。

b. 膜処理等による処理水のリサイクル

近年の新素材の開発などにより、造水技術を中心とした膜処理の応用等全く新しい技術の開発が進められているが、合併処理浄化槽においても、膜処理により、処理水質の向上が可能となることから、簡易水道の水源等、清浄な水道原水が特に必要な地域における有効な技術として、維持管理の容易性や省エネルギーも念頭に置いた積極的な研究を推進すべきである。

② 汚泥処理技術

乾燥凝縮器を利用し、浄化槽汚泥の取扱いを容易にすることによる清掃作業の効率の向上、衛生的安全性を考慮した汚泥のコンポスト化技術の改良や肥料としての利用開発、建設材料等他の用途へのリサイクル技術についても研究が行われるべきである。

③ 合併処理浄化槽の整備効果の評価システム

合併処理浄化槽整備区域における河川の水質改善の状況、処理水・汚泥のリサイクルの効率性等について継続的に調査・分析し、その結果を生活排水処理計画の策定及び推進にあたって積極的に活用できるような評価システムの開発についてもさらに研究を進めるべきである。

④ その他

以上のほか、嫌気ろ床ろ材に関する研究、生活排水に含まれる油分に関する研究、浄化槽の機能を向上させる部品の改良・開発や、より確実かつ安定した処理性能を確保するための情報管理技術の応用についても研究が必要である。

また、既設の単独処理浄化槽の有効利用により、生活雑排水の処理を容易に行う技術の開発も急がれる。さらに、廃棄物の減量化、水資源確保等の観点から、処理水の一層広範な利用を図るため、水質、処理方法、利用方法等についての研究も不可欠である。

(2) 事業系排水への浄化槽技術の利用

未処理放流されている小規模の事業場等からの事業系排水、例えば搾乳後の牛乳まじりの排水等が生活環境を悪化させている場合があること等から、小型合併処理浄化槽の活用による適正処理が検討されている。環境保全のため、浄化槽の技術がこのような事業系排水に応用されることは極めて有意義なことであり、積極的にこれを推進していく必要がある。

(3) 研究体制の拡充強化

国立公衆衛生院においては、国としての研究体制の一層の充実を図るほか、他の浄化槽に関する国の研究機関との連携をより一層深め、大学や民間の浄化槽専門試験研究

機関の研究者とも共同研究を実施する等さらに幅広い研究体制を整えるべきである。なお、国立公衆衛生院は、地方公共団体職員の養成及び訓練も行っているが、浄化槽技術分野の関係者との協力を含め、研究者だけでなく、担当職員の研修にも十分な機能が発揮できるよう、カリキュラムその他の改善等によりその役割の一層の拡充強化を図るべきである。

5 その他

(1) 検査体制の強化と養成研修の充実

指定検査機関により実施される浄化槽の法定検査については、浄化槽が所期の機能を発揮するためには、関係者の協力により、受検率の向上が図られるとともに、その結果が浄化槽の適正な設置、維持管理に生かされることが必要である。このため、指定検査機関は、検査結果を速やかに関係行政機関に通報するとともに、改善措置に積極的に協力するほか、浄化槽に関する専門的な知識・技術を提供できる公的機関としての役割を果たすよう努めるべきである。

また、合併処理浄化槽の普及に対応して、養成研修機関においては、浄化槽関係技術者の養成に努めるとともに、今後の浄化槽技術の進展、多様化に対応できるよう、再教育等その資質の向上のための措置を講ずるべきである。

(2) 開発途上国への技術移転等

我が国は、世界の経済・技術大国として、各分野における国際的貢献が期待されているが、近年は特に、環境分野での技術協力が求められている。開発途上国では、各家庭等から排出されるし尿及び生活雑排水は、浸透槽から地下に浸透させたり、あるいは全く処理されずに放流されているが、このような状況は、環境保全をはじめ、コレラ等の水系伝染病の予防、飲料水水源の汚染防止等公衆衛生の観点からも大きな問題である。

その対策として、し尿の衛生処理システムの導入はもとより、我が国独自の技術である小型合併処理浄化槽に関する技術の移転による協力が極めて有効であり、現にこれらの諸国から強い協力要請が寄せられている。

また、開発途上国においても、住民の生活向上の観点から、環境との調和を図りつつ、衛生的な生活環境を確保していくことが求められ、そのためにも小型合併処理浄化槽を中心とした技術を、相手国の地域特性を十分に検討した上、その維持管理ソフト及び関連する諸制度を含めた総合的な生活排水処理システムとして移転することは、我が国に課された国際的な役割のひとつであるといえる。

このようなことから、開発途上国からの要請をうけ、技術移転のための基礎的な調査を行うとともに、専門家の派遣による技術指導や、開発途上国から我が国への関係技術

者等の受入れ研修、資金的援助等の体制整備を行うべきである。

なお、浄化槽分野の国際協力に関しては、開発途上国に対する援助のみならず、先進諸国との間の技術交流についても積極的に進めていくことが重要である。

(3) 国民への普及啓発の一層の推進

合併処理浄化槽が生活環境保全のために有効な施設であることは、行政、民間団体のPRの努力により、相当程度国民の間に浸透してきたといえるが、下水道と比較すると、全国的には、地域住民はもとより市町村の衛生担当者の間にも十分な理解がゆきわたっているとはいえない現状にある。今後、合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理システムの確立を進めるためには、地域住民の理解と協力が最も重要であることから、さらに一層の啓発活動を実施していくことが必要であり、浄化槽相談員の活用のあるあり方の検討とともに、地域住民の諸活動や学校教育の場においても積極的にとりあげる等公民の関係者の努力が期待される。

(4) 浄化槽関係業界団体の役割

施工、保守点検、清掃、製造等浄化槽に関する業界各団体は、これまでも浄化槽法の制定をはじめ、浄化槽の普及促進、適正な維持管理の確保に、民間の立場から大きな役割を果たしてきているが、合併処理浄化槽の本格的な普及とともに、地域の生活環境の保全、公衆衛生の向上について担うべき役割と社会的責任は一層重いものになってきている。

このため、浄化槽関係業界団体には、民間における地域の生活環境保全の担い手として、真に地域社会から信頼されるよう、今後とも職員の技能、資質の向上等研鑽に努めるほか、浄化槽が各家庭で安心して利用されるための制度の検討をする等、浄化槽を国民により末永く愛用されるものとするため、業種の枠を越え、一致協力してその責務を果たしていくことが期待される。

(参考1) 浄化槽行政の歴史

1. 浄化槽法の制定まで

我が国においては、かつてし尿は貴重な肥料として取り扱われてきており、自然と調和したりサイクルシステムが確立されていたが、戦後、化学肥料の普及や都市への人口の集中により、このようなリサイクルが困難となったことから、し尿を廃棄物として処理する必要が生じ、我が国特有の汲取りによるし尿の処理システムが形成され、現在に至っている。

このような事情を背景に、快適な生活環境の保全を求める国民の間にトイレの水洗化への強い要請がおこり、下水道の普及が図られたが、そのスピードが遅いことから、昭和40年代以降、し尿の衛生的処理のための施設として浄化槽が急速に普及することとなった。

しかしながら、当初は、し尿がもともと有価物として取り扱われていた事情もあり、浄化槽は水洗トイレのための贅品として比較的裕福な家庭に設置されたため、行政による普及推進の対象としては考えられず、個々の設置者の責任で管理すべきものとされ、一般的に公衆衛生の観点からの規制の対象としてのみ取り扱われてきた。

さらに、浄化槽の中には、維持管理が不十分なもの等も少なからずあったため、多くの地域では住民等から臭気や処理水等についての苦情が市町村や保健所に寄せられるところとなり、浄化槽は下水道が整備されるまでのつなぎ施設として考えられるようになった。

浄化槽関係者は、浄化槽が、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために社会的に大きな役割を果たすことを期して、浄化槽管理士や浄化槽設備士を国家資格とすること等を軸に浄化槽に関する制度化を働きかけた。その結果、昭和58年5月に浄化槽法が成立し、同60年10月に全面施行された。

2. 浄化槽法の制定前後

浄化槽法では、浄化槽は、し尿又はし尿と併せて雑排水を処理する施設として規定され、合併処理浄化槽が法制度上はじめて位置づけられるところとなった。

また、浄化槽法では、浄化槽設置者(管理者)の責任と併せて、設置者から委託を受ける保守点検、清掃等の関係業者の資格や責任も明確化されるとともに、「国又は地方

公共団体は、浄化槽の設置について、必要があると認める場合には、所要の援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする」旨規定され、浄化槽に関する規制措置のみならず援助等を行うことも盛り込まれた。

浄化槽法の施行後これまで、浄化槽の構造基準についての型式認定のほか、浄化槽管理士や浄化槽設備士等関係者の国家資格及び養成制度が実施され、浄化槽をハード・ソフト両面にわたり国民に信頼されるものとするため、公民あがての努力が傾注されてきた。

一方、昭和50年代後半には、それまで技術的に困難と考えられていた、下水道の終末処理場での高級処理後と同等の放流水質が得られる高性能の家庭用小型合併処理浄化槽が開発、実用化された。

3. 合併処理浄化槽設置整備事業の創設と進展

(1) 設置整備事業の創設

このような状況を背景に、昭和62年度に合併処理浄化槽設置整備事業が創設され、合併処理浄化槽を生活排水対策の重要な柱として普及させるための本格的な取組みが開始された。

当時既に、生活排水処理施設として下水道やコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の一種である農業集落排水施設等の整備事業が行われていたことから、これらの施設整備との相互調整を図りながら、より効果的に合併処理浄化槽の整備を推進するため、下水道事業計画区域外を合併処理浄化槽設置整備事業の区域とするとともに、市町村が生活排水処理計画を策定し、当該計画中に下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設の整備区域とともに合併処理浄化槽の設置整備を行う区域を設定した上で、当該区域について国庫補助の活用等により合併処理浄化槽を計画的に整備していくこととされた。なお、平成3年度からは、下水道事業計画区域内であっても、当分の間（原則として7年間）整備が見込まれない区域にあっては、合併処理浄化槽設置整備事業が実施されることとなった。合併処理浄化槽設置整備事業は、事業創設以来、実施市町村数、設置基数ともに急速に拡大してきている。

(2) 地域ぐるみの面的整備へ

この事業の創設後しばらくは、本事業を実施する市町村としても、地域住民に対し、合併処理浄化槽の有効性についての理解を求めるための、いわば紹介・啓発的な整備

を行うところがほとんどであったが、最近では、市町村内の集落単位に計画的に整備する等地域ぐるみの面的な整備を図るところが多くみられるようになってきている。

この間、平成元年度からは、合併処理浄化槽設置整備事業の地方公共団体負担分のうち8割について、特別地方交付税による地方財政措置がなされることになり、市町村及び都道府県の負担が大幅に軽減されることになった。

また、平成2年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、初めて生活排水対策が盛り込まれ、公共用水域の水質保全の観点から、排出者に対し、生活排水を処理する施設の整備に努めるよう求めるとともに、市町村が合併処理浄化槽をはじめとする生活排水処理施設の整備に努める旨の規定が新設され、一方では、平成2年2月、市町村の生活排水処理計画が、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画の一つである旨が厚生省の通達により明確化された。さらに、平成3年10月の廃棄物処理法の一部改正により、関係規定の整備が図られた。

(参考2) 生活排水処理計画について

1. 位置づけと取組み

(1) 生活排水処理計画の従来の位置づけと取組み

市町村には、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理計画の策定が義務づけられており、各市町村では、従来から、ごみやし尿等の一般廃棄物の処理の計画が策定されてきた。一般廃棄物のひとつである生活排水の処理計画は、本来この計画の一環として定められるべきものであったが、従来し尿の適正処理に重点が置かれ、生活雑排水を含めた生活排水全体の処理については、必ずしも計画的な取組みは行われていなかった。

昭和59年度から、生活雑排水対策として市町村の設置する生活排水処理施設（雑排水又は雑排水汚泥の専用処理施設）に対する国庫補助が開始されたのを機に、同施設を整備する市町村に対して生活排水処理計画の策定が指示され、初めて生活排水を中心とした処理計画の概念が導入された。

さらに、昭和62年度に合併処理浄化槽設置整備事業が創設された際にも、同様に生活排水処理計画の策定が事業実施市町村に求められ、同事業の飛躍的な拡充により、市町村の生活排水処理に対する計画的な取組みが大きく進展することとなった。

(2) 廃棄物処理法上の位置づけの強化

市町村における取組みの拡大、強化等を背景にして、平成2年2月に、廃棄物処理法に基づく市町村の一般廃棄物処理計画の内容が強化され、これをごみ処理計画と生活排水処理計画に二分するとともに、それぞれの計画を、市町村の長期的なマスタープランとなる基本計画とこれに基づく各年度の実施計画として策定することとされ、各々の計画に定めるべき事項等が明らかにされた。さらに、市町村における計画策定を支援するため、平成2年10月には生活排水処理基本計画策定指針が示された。

また、平成3年10月の廃棄物処理法の改正により、一般廃棄物処理計画に関する規定の充実強化が行われ、一般廃棄物の減量化、再生利用の具体的な推進方策や目標を明らかにすることが求められることとなり、その一環として定められる生活排水処理計画においても新たな位置づけの強化が求められている。

2. 策定のあり方

市町村のマスタープランとなる「生活排水処理基本計画」では、目標年次を原則として10～15年後において、生活排水処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、当該市町村における生活排水処理の基本方針を明らかにし、この基本方針に沿って、目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に全体の整合性を図り、次表に示すような事項を定めることとされている。

現行の生活排水処理計画に定めるべき内容

事 項	定 め る べ き 内 容
1 基本方針	廃棄物をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、当該市町村における一般廃棄物処理の基本方針を明らかにすること。
2 目標年次	原則として計画策定時より10～15年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。
3 一般廃棄物の排出の状況	目標年次における一般廃棄物の排出量及び質を、その種類別に推計すること。特に生活排水については、下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況等に十分留意し、推計すること。
4 一般廃棄物の処理主体	目標年次における一般廃棄物の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにすること。
5 生活排水処理基本計画	<p>基本方針に沿って目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合を図り、内容を定めること。なお、計画を実現するために今後講ずべき施策についても生活排水の種類別に明らかにすること。</p> <p>①生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）の処理計画</p> <p>ア 処理の目標</p> <p>イ 生活排水を処理する区域及び人口等</p> <p>（ア）合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等</p> <p>（イ）コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等</p> <p>（ウ）下水道で処理する区域及び人口等</p> <p>（エ）その他</p> <p>ウ 施設及びその整備計画の概要</p> <p>（ア）合併処理浄化槽</p> <p>（イ）コミュニティ・プラント</p> <p>（ウ）その他</p> <p>②し尿・汚泥（くみ取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。）の処理計画</p> <p>③その他</p> <p>ア 住民に対する広報・啓発活動</p> <p>イ 地域に関する諸計画との関係</p>

〈参考資料〉

表-1 水洗化人口（平成2年度）

総人口	水洗化人口			合計
	浄化槽 合併処理	下水道		
123,529千人 (100.0%)	33,594千人 (27.2%)	7,983千人 (6.5%)	47,802千人 (38.7%)	81,396千人 (65.9%)

- （備考）1. ()内は総人口に対する割合
 2. 合併処理による水洗化人口は、一部推計によるものを含む。
 3. 下水道による水洗化人口は、実際にトイレを水洗化して下水道に接続している人口をいい、未接続の人口を含む下水道普及率（処理区域人口／行政区域人口：平成2年度末4.4%）とは異なる。

表-2 浄化槽の設置基数

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
新 設 (2年度)	318,390基 (85.1%)	55,844基 (14.9%)	374,234基 (100.0%)
累 計 (2年度末)	6,637,654基 (97.0%)	207,250基 (3.0%)	6,844,904基 (100.0%)

表-3 合併処理浄化槽設置整備事業の推移

年 度	昭和62	63	平成元	2	3	4	5
予算額(億円)	1	5	21	32	50	(85) 74	100
実施市町村	55	211	480	769	1,116	(1,402)	-
設置基数(基)	556	3,405	9,513	16,171	26,255	(41,672)	-

- （備考）1. 平成4年度の予算額の()は、補正予算後の数字である。
 2. 平成4年度の実施市町村と設置基数は、2次内示時点の数字である。
 3. 平成5年度の予算額は、政府原案の数字である。

表-4 法定検査の実施状況（平成2年度実績）

	7条検査		11条検査	
	実施件数	実施率(%)	実施件数	実施率(%)
全国	151,358 (18,347)	41.6 (52.7)	654,317 (46,900)	9.9 (30.6)

（備考）下段の（ ）内は、合併処理浄化槽で内数

表-5 浄化槽汚泥の処理状況の推移（昭和40～平成2年度）

年 度	40	45	51	55	60	平成2	
計画収集量	61,193	82,461	92,863	113,083	96,262	94,504	
し尿	—	—	78,469 (84.5%)	90,228 (79.8%)	69,496 (72.2%)	63,019 (66.7%)	
浄化槽汚泥	—	—	14,367 (15.5%)	22,855 (20.2%)	26,766 (27.8%)	31,486 (33.3%)	
汚泥処理の内訳	し尿処理施設	28,045 (45.8%)	60,137 (72.9%)	8,638 (60.2%)	14,714 (64.3%)	19,615 (73.3%)	25,271 (80.3%)
	下水道投入	5,503 (9.0%)	4,170 (5.1%)	1,003 (7.0%)	1,596 (7.0%)	1,697 (6.3%)	1,662 (5.3%)
	海洋投入	14,179 (23.2%)	13,622 (16.5%)	4,129 (28.7%)	5,779 (25.3%)	4,833 (18.1%)	4,093 (13.0%)
	農村還元	13,466 (22.0%)	4,532 (5.5%)	47 (0.3%)	173 (0.8%)	183 (0.7%)	179 (0.6%)
	その他	—	—	551 (3.8%)	593 (2.6%)	432 (1.6%)	280 (0.9%)

- （備考）1. 厚生省水道環境部調べ「日本の廃棄物処理」による。
 2. 昭和40、45年度はし尿と浄化槽汚泥の内訳がなく、処理の内訳欄は両者合わせたものの内訳である。
 3. 汚泥処理の内訳は、昭和51年度統計から把握している。

浄化槽専門委員会委員名簿（○印は委員長）

氏 名	所 属 先 ・ 役 職 名
阿 部 泰 隆	神戸大学法学部教授
井 上 孝 男	住信基礎研究所社長
植 田 和 弘	京都大学経済学部助教授
宇田川 育 男	日本環境保全協会会長
柏 谷 衛	東京理科大学理工学部教授
川 本 勝 司	全国環境整備事業協同組合連合会会長
北 尾 高 嶺	豊橋技術科学大学建設工学系教授
○ 榊 孝 悌	財団法人日本環境整備教育センター理事長
須 藤 隆 一	東北大学工学部土木工学科教授
高 橋 強	京都大学農学部農業工学科教授
高 橋 弘	愛媛県保健環境部長
竹 居 照 芳	日本経済新聞社論説委員
田 中 宏	全国浄化槽団体連合会会長
中 西 準 子	東京大学環境安全センター助教授
中 根 鎮 夫	岡崎市長 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会会長
中 村 欽 一	前全日本自治団体労働組合中央執行委員現業評議会事務局長
兵 頭 美 代 子	主婦連合会副会長
眞 柄 泰 基	国立公衆衛生院水道工学部長